

現漁業権 番号	計画番号	漁業権に関する事項								
		漁業の 種 類	漁業の 名 称	漁 業 時 期	漁 場	条 件	関係地区	存続期間	個別漁業権又は 個別漁業権の別	
	区計 第1号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町五ヶ所浦飯満山の下地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アを順次結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯34度20分24.4秒、東経136度42分46.1秒 イ 北緯34度20分26.1秒、東経136度42分48.7秒 ウ 北緯34度20分22.4秒、東経136度42分53.0秒 エ 北緯34度20分20.7秒、東経136度42分51.5秒	1 浮設する筏の 最高限度を24 台とする。 2 海底養殖をし てはならない 。	五ヶ所浦	免許日 から 令和11年 3月31日 まで	個別漁業権	